

とらばさみ及びくくりわなの禁止・制限に係る背景

1. 第164国会附帯決議（平成18年の鳥獣保護法改正）

- 平成18年5月9日 参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の次項について適切な措置を講ずるべきである。

一、(略)

二、わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、一層の制限について検討すること。なお、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図るほか、設置者に対し、見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。

三～七、(略)

(3) 第164国会附帯決議（平成18年の鳥獣保護法改正）

- 平成18年6月6日 衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の次項について適切な措置を講ずるべきである。

一、(略)

二、わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、人への危険及び錯誤捕獲を防止する観点から、一層の制限について検討すること。また、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の周知啓発を図るほか、設置者に対し、定期的な見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。

三～五、(略)

2. 中央環境審議会答申（平成18年2月）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について答申（抜粋）

(わなの適正化)

- ・ 人の安全を確保する観点から、わな等の使用を禁止あるいは制限する地域制度の導入を図り、また、わなの設置者の明示の義務化とともに、違法に設置されたわなについては、鳥獣法に基づいて指名される都道府県の司法警察員を有効に活用し、撤去を積極的に行うことが必要と考えられる。
- ・ わな猟における猟具のうち、特にくくりわな、とらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図る必要がある。特に捕獲された場合の鳥獣への傷害が大きかったり、鳥獣を放獣するための改良が困難な構造であるとらばさみについては、農林業被害対策における使用の必要性等も踏まえ、登録狩猟における使用禁止を含め、適切な取扱いを検討することが求められている。

